

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する入札説明書

平成 24 年 10 月

武蔵野市

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する入札説明書

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、平成 24 年 3 月 30 日に公表した「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の実施に関する方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問と回答（以下実施方針と併せて「実施方針等」という。）を反映したものであり、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先するものとする。

本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問と回答によるので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要の手続を行うこと。

1 公告日

平成 24 年 10 月 1 日

2 発注者

武蔵野市

代表者 武蔵野市長 邑上 守正

3 事業概要

(1) 事業名称

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業

(2) 事業場所

東京都武蔵野市緑町 3 丁目 1 番 5 号

(3) 事業内容

ア 事業目的

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）は、武蔵野クリーンセンター（以下「現施設」という。）のごみ処理設備が耐用年数を迎えつつあることから建て替えるにあたり、市民参加方式により策定した「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」（平成23年7月武蔵野市）に基づき、安全かつ安心な新武蔵野クリーンセンター（仮称）（以下「本施設」という。）の整備及び運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

イ 本施設の概要

(7) 新工場棟

新工場棟は、本施設のうち焼却施設（熱回収施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、再利用する現施設の既存煙突の内筒及びこれらに関連する附帯施設から構成される。

項目	焼却施設（熱回収施設）	不燃・粗大ごみ処理施設
処理対象物	家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ、不燃・粗大ごみ選別可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
計画処理量	約 30,607t/年	約 2,184t/年
処理方式	ストーカ式全連続燃焼炉	破碎・選別方式
処理能力	120t/24h (60t/24h×2炉)	10t/5h

(i) 新管理棟等

本施設のうち新管理棟、再利用する煙突の外筒部分の耐震補強部分、連絡通路及び関連する附帯施設から構成される。

ウ 事業の概要

本事業は、武蔵野市（以下「市」という。）が所有する本施設の整備及び運営を一括して民間事業者を実施させるとともに、長期複数年にわたり本施設の運営を包括的に委託する、いわゆる DBO（Design Build Operate デザイン ビルド オペレート）方式により実施する。

また、本施設の運営を長期複数年にわたり安定的に継続させるために、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）は、本施設の運営の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社（以下「運営事業者」という。）を設立することとし、当該運営事業者が事業者とともに本施設の運営を実施する。

事業者は、現施設が稼働している間に新工場棟を整備し、新工場棟を市に引き渡したうえで運営事業者とともに新工場棟の運営を実施する。

市は、新工場棟の引き渡しを受けてから、現施設のうちごみ処理設備が備えられている工場棟の部分を解体撤去し、現施設の管理棟部分のリニューアル工事を行うものとする。

事業者は、市による現施設における工場棟の解体撤去の完了後から新管理棟等を整備し、完成後に市に引き渡すこととする。

エ 本事業の業務内容

本事業において事業者及び運営事業者が実施する主な業務を次の(7)から(9)までに示す。

(7) 経営管理業務

本事業を長期複数年にわたり安定的に継続させるための運営事業者自らの経営管理業務

(f) 施設整備業務

本施設を整備するために必要な次の業務

A 設計業務

B 建設業務

(g) 施設運営業務

本施設を運営するために必要な次の業務

A 本施設の運転管理業務

B 本施設の維持管理業務

C 施設運営業務期間終了後の市への引継ぎ業務

なお、より詳細な業務内容については、次の添付資料を参照のこと。

- ・ 「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する要求水準書」（資料1）（以下「要求水準書」という。）
- ・ 「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する基本協定書（案）」（資料2）（以下「基本協定」という。）
- ・ 「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する基本契約書（案）」（資料3）（以下「基本契約」という。）
- ・ 「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備請負契約書（案）」（資料4）（以下「施設整備請負契約」という。）
- ・ 「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する運営業務委託契約書（案）」（資料5）（以下「運営業務委託契約書」という。）

(4) 事業期間等

ア 事業期間

本事業は、本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から平成49年3月31日までの約24年間を事業期間とする。

そのうち、施設整備期間は、事業契約の締結日から平成31年6月30日までの約6年間とし、平成29年3月31日に新工場棟を市に引き渡すものとする。

また、施設運営期間は、新工場棟の引渡日の翌日から平成49年3月31日までの20年間とする。

イ 入札公告後のスケジュール

入札公告後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

平成24年10月1日

入札公告

平成24年10月1日から同月9日まで

本入札説明書に関する質問（第

平成 24 年 10 月 16 日	1 回) の受付期間 本入札説明書に関する質問 (第 1 回) への回答公表
平成 24 年 10 月 1 日から同月 23 日まで	一般競争入札参加資格確認申込 受付期間
平成 24 年 11 月 2 日	一般競争入札参加資格確認結果 の通知発送
平成 24 年 11 月 5 日から同月 16 日まで	競争参加資格がないと認められ た者に対する理由の説明の受付 期間
平成 24 年 11 月 5 日から同月 16 日まで	本入札説明書に関する質問 (第 2 回) の受付期間
平成 24 年 11 月 26 日	競争参加資格がないと認められ た者に対する理由の回答
平成 24 年 12 月 3 日	本入札説明書に関する質問 (第 2 回) への回答公表
平成 24 年 12 月 3 日から同月 10 日まで	入札参加者ヒアリングの参加申 込期間
平成 24 年 12 月 11 日	入札参加者ヒアリング日時の通 知
平成 24 年 12 月 18 日及び同月 19 日	入札参加者ヒアリング
平成 24 年 12 月 20 日から同月 28 日まで	本入札説明書に関する質問 (第 3 回) の受付期間
平成 25 年 1 月 11 日	本入札説明書に関する質問 (第 3 回) への回答公表
平成 25 年 1 月 23 日	入札書及び事業者提案書の提出
平成 25 年 3 月上旬	提案内容ヒアリング
平成 25 年 3 月 18 日	開札
平成 25 年 3 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 25 年 4 月上旬	基本協定締結
平成 25 年 5 月上旬	事業契約締結 (施設整備請負契 約は仮契約)
平成 25 年 6 月下旬	施設整備請負契約の締結
平成 29 年 3 月 31 日	新工場棟の引渡し
平成 31 年 6 月 30 日	新管理棟等の引渡し
平成 49 年 3 月 31 日	事業終了

(5) 対価の支払

市は、本事業の実施の対価について、次のア及びイに掲げる費用を事業者又は運営事業者に支払う。

ア 施設整備費

市は、本施設の整備を実施する事業者（以下「施設整備企業」という。）に対して本事業における施設整備業務の実施の対価（以下「施設整備費」という。）を支払う。支払方法の詳細については施設整備請負契約によるものとする。

イ 施設運営費

市は、運営事業者に対して本事業における施設運営業務の実施の対価（以下「施設運営費」という。）を支払う。支払方法の詳細については運営業務委託契約によるものとする。

(6) 本事業の実施に関する協定等

市は、本事業の実施にあたり、次のアからエまでに掲げる協定等を事業者又は運営事業者と締結する。なお、事業契約は、次のイからエまでに掲げる基本契約、施設整備請負契約及び運営業務委託契約から構成されるものとする。

ア 基本協定

市は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

イ 基本契約

市は、事業者及び運営事業者との間で、本事業を実施するために必要な基本的事項を定めた基本契約を締結する。

ウ 施設整備請負契約

市は、施設整備企業との間で、本施設を整備するために必要な事項を定めた施設整備請負契約を締結する。

エ 運営業務委託契約

市は、運営事業者との間で、本施設の運営を実施するために必要な事項を定めた運営業務委託契約を締結する。また、運営事業者は、本施設の運営を実施する事業者（以下「施設運営企業」という。）との間で本施設の運営を実施するために必要な事項を定めた契約を締結する。

4 競争参加資格

入札参加者は、次の(1)及び(2)に掲げる資格要件を全て満たしていること。

(1) 入札参加者の基本的要件

ア 入札参加者は、本施設の整備及び運営を実施する1以上の民間事業者（以下「構成企業」という。）から構成されていること。

なお、構成企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明

確にした上で各業務を複数の構成企業で分担することは差し支えない。

- イ 入札参加者は、構成企業の中からプラントの設計及び建設を担当する構成企業を、入札参加者を代表する構成企業（以下「代表企業」という。）として定め、当該代表企業が入札参加手続を行うこと。
- ウ 構成企業は、基本協定の締結後に新たに設立する運営事業者に出資を行うこと。なお、構成企業の全てが運営事業者に出資する必要はないが、代表企業及びプラントの運転管理業務を担当する構成企業は必ず出資すること。また、運営事業者の株主は以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 代表企業である株主が、運営事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - (イ) 運営事業者の株主は、原則として本件の運營業務委託契約が終了するまで運営事業者の株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- エ 代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- オ 構成企業のいずれかが、他の入札参加者における構成企業ではないこと。
- カ 構成企業のいずれかと、会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業となることはできない。
- キ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは認めない。

(2) 構成企業の要件

ア 共通の要件

構成企業は、以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (イ) 武蔵野市において指名停止期間中でないこと。
- (ロ) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき（市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）をいう。）にないこと。
- (ハ) 直近営業年度における法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (ニ) 次に示す者と資本的関係又は人的関係がある者でないこと。

A 市が本事業に関する検討を委託した株式会社日建設計

B 事業者選定委員会の委員及び委員が属する企業又は団体

なお、資本関係又は人的関係があるとは、次に該当する場合をいう。

(A) 資本的關係

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a について子会社又は b について子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中の会社」という。）である場合を除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(B) 人的關係

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

C その他入札の適正さが阻害されるおそれがあると認められる場合

その他上記(A)又は(B)と同等とみなし得る資本的關係又は人的關係が認められる場合

(ハ) 次の A から G までのいずれかに該当する者でないこと。

- A 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者
- B 自らの役員等が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- C 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者
- D 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者
- E 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- F 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- G 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者

イ 施設整備業務に関する要件

施設整備企業は、単体企業、複数の企業が共同連帯して業務を実施する共同企業体又は複数の企業で構成される企業グループ（以下「企業グループ」という。）の構成企業であること。

単体企業の場合は、以下の要件を全て満たすこととする。共同企業体の場合は、各構成企業により分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとする。企業グループの構成企業の場合は、自らが以下の要件を全て満たす必要はないが、当該企業グループにおいて各構成企業により分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとする。

ただし、建築物の設計業務を分担する構成企業は、建築物の建設業務又はプラントの設計業務及び建設業務を分担する構成企業とする。

- (ア) 施設整備業務を実施する構成企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有していること。
- (イ) 建築物の設計業務を実施する構成企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ロ) 建築物の設計業務を実施する構成企業は、延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の設計を担当した実績があること。
- (ハ) 建築物の建設業務を実施する構成企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ニ) 建築物の建設業務を実施する構成企業は、電子調達サービスにおいて、建築工事の共同格付Aに等級格付けをされ、最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値Pが1,300点以上であること。
- (ホ) 建築物の建設業務を実施する構成企業は、延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績があること。
- (ヘ) 建築物の建設業務を実施する構成企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有するものを専任で配置できること。なお、これらの技術者は、構成企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- (ヘ) プラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業は、建設業法第3条第6項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ヘ) プラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業は、電子調達サービスにおいて焼却設備の業務で順位付けがあり、最新の経営事項審査の結果による清掃施設工事の総合評定値Pが1,100点以上であること。
- (ト) プラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業は、以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設の納入実績があること。

- A 1 炉当たり100 t / 日以上のスーカ方式における規模で発電設備を有すること。
 - B 平成24年3月31日（以下「基準日」という。）において、1 炉当たり60 t / 日以上のスーカ方式における規模で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。
 - C 1 炉当たり60 t / 日以上のスーカ方式における規模で、90日以上連続運転の実績を有すること。
 - D 基準日において、10 t / 5 h 以上の不燃・粗大ごみ処理施設の規模で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。
- (#) プラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業は、清掃施設工事について建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は構成企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。
 - (v) プラントの設計業務及び建設業務を担当する構成企業は、環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができること。

ウ 施設運營業務に関する要件

施設運營業務を実施する構成企業（以下「施設運營業業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- (7) 施設運營業務を実施する構成企業は、電子調達サービスにおいて武蔵野市の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- (f) 運転管理業務を担当する構成企業は、1 炉当たり 100 t / 日以上のスーカ方式における規模で、発電設備を有する施設において、基準日において延べ3年以上の運転管理実績を有していること。
- (g) 運転管理業務を担当する構成企業は、前記(f)の要件を満たす施設での1年以上の運転管理実績を有する専門の技術者を、本施設の運営開始から1年以上運営事業者に専任で配置し、業務に従事させること。

5 担当部局

- (1) 本事業を所管する担当部局

武蔵野市環境部クリーンセンター

郵便番号 180-0012

住所 東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号

電話番号 0422-54-1221

F A X 番号 0422-51-9194

電子メールアドレス cnt-clean@city.musashino.lg.jp

ホームページ

http://www.city.musashino.lg.jp/gomi_kankyousei/clean_center/003370.html

(2) 本件入札に関する担当部局

武蔵野市財務部管財課

郵便番号 180-8777

住所 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号本庁舎3階東棟

電話番号 0422-60-1817

FAX番号 0422-51-9164

電子メールアドレス sec-kanzai@city.musashino.lg.jp

ホームページ

http://www.city.musashino.lg.jp/keiyaku_nyuusatsu/keiyakukanren/index.html

6 競争参加資格の確認

(1) 一般競争入札参加資格確認申込み

入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、記載要領に定める参加表明書、競争参加資格確認申請書及びその他一般競争入札参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、本件入札に係る一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

提出書類は、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する提出書類の記載・提出要領（資料7）（以下「記載要領」という。）に従い作成すること。

イ 提出期間

平成24年10月1日（月曜日）から同月23日（火曜日）までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出場所

5(2)に同じ。

エ 提出方法

持参により提出すること。

(2) 競争参加資格の確認

本件入札に係る一般競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果通知は平成24年11月2日（金曜日）までに発送する。

なお、入札参加者は、施設整備請負契約の本契約を締結するまでの間、4に掲げる競争参加資格を有していなければならない。

(3) その他

- (ア) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 市は、提出された参加表明書等を、本件入札に係る競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (ロ) 提出された参加表明書等は、落札者の決定後、落札者以外の入札参加希望者又は入札参加者から提出されたものについては当該書類を提出した者に確認のうえ、市で廃棄もしくは返却する。
- (ハ) 競争参加資格確認後は、代表企業又は構成企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、構成企業を入札書及び事業者提案書の提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、市と事前協議を行い、市の承諾を得るとともに、変更又は追加後において前記4に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合に限り、入札参加者における構成企業の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更を行うことができるものとする。
- (ニ) 上記(ハ)のただし書きに該当する場合を除き、参加表明書等の提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、入札参加希望者は記載要領を熟読し、脱漏又は不備等が無いように特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
- (ホ) 参加表明書等に関する問合せ先は、前記5(2)に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 説明の要求

競争参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して本件入札に係る一般競争入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間

平成24年11月5日（月曜日）から同月16日（金曜日）までの期間の土曜日及び日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

5(2)に同じ。

ウ 提出方法

書面は持参により提出すること。

(2) 理由の回答

市は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対して平成24年11月26日（月曜日）までに書面により回答する。

8 本入札説明書に対する質問

本入札説明書に対する質問がある場合は、記載要領に従い質問書を提出すること。

(1) 提出期間

質問書の提出については、第1回は参加表明書等の提出を予定している入札参加希望者のみが、第2回は競争参加資格の確認を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）の代表企業のみが、第3回は入札参加者ヒアリングに参加した入札参加者の代表企業のみが、それぞれ提出できるものとする。

ただし、第1回の本入札説明書に対する質問については、参加表明書等を提出するにあたって確認が必要となる質問に限定するものとし、主に一般競争入札参加資格等に関する質問とする。第2回及び第3回の質問については、本入札説明書に関する全般において質問できるものとする。

ア 第1回

平成24年10月1日（月曜日）午前9時から同月9日（火曜日）午後5時まで。

イ 第2回

平成24年11月5日（月曜日）午前9時から同月16日（金曜日）午後5時まで。

ウ 第3回

平成24年12月20日（木曜日）午前9時から同月28日（金曜日）午後5時まで。

(2) 提出場所

5(2)の電子メールアドレス宛に送信すること。

(3) 提出方法

質問書はMicrosoft Excel（Excel 2003に対応した形式とする。）で作成した電子ファイルとし、当該電子ファイルを電子メールにより送信すること。なお、電子メールの送信後には、前記5(2)の担当部局に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

(4) 回答公表

ア 第1回

平成24年10月16日（火曜日）を回答予定日とし、5(2)のホームページに掲載する。

イ 第2回

平成24年12月3日（月曜日）を回答予定日とし、5(2)のホームページに掲載する。

ウ 第3回

平成25年1月11日（金曜日）を回答予定日とし、5(2)のホームページに掲載する。

9 入札参加者ヒアリング

本入札説明書に示された内容について、入札参加者と市との間における相互理解を深めることを目的として、入札参加者と市が個別に対面形式により本入札説明書の内容について確認するための入札参加者ヒアリングを行う。

入札参加者ヒアリングへの参加を希望する入札参加者の代表企業は、次に示す要領に従い参加を申し込むこと。

(1) 参加申込方法

入札参加者の代表企業は、記載要領に定める入札参加者ヒアリング参加申込書及び本入札説明書に関する確認事項（確認事項と合わせて、事業者選定基準の非価格要素の提案内容のうち、「③景観及び建築デザイン等に配慮した施設づくり」を具体的に確認するために必要となる、外観デザイン（立面図）及び施設配置計画図に確認事項を明記し、提示すること。また、「④地域社会と暮らしに配慮した施設づくり」を具体的に確認するために必要となる、見学スペースやコミュニティスペースの空間デザイン及びその考え方について提出すること。）を電子ファイルで作成し、平成24年12月3日（月曜日）午前9時から同月10日（月曜日）午後5時までの間に電子メールにより5(2)の電子メールアドレス宛てに送信すること。なお、電子メールの送信後には、5(2)の担当部局に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

市は、平成24年12月11日（火曜日）までに、参加申込みのあった入札参加者に対して参加者ヒアリングの日時を通知する。なお、参加者ヒアリングについては平成24年12月18日（火曜日）又は同月19日（水曜日）に行う予定である。

(2) 入札参加者ヒアリングの実施方法

本入札説明書に関する確認事項に基づき、市と入札参加者との間で個別に対面形式により本入札説明書の内容についての相互確認を行うものとし、入札参加者が検討している提案内容に関する助言又は評価は行わない。

10 入札書及び事業者提案書の提出

入札参加者は、記載要領に従い、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した事業者提案書を提出すること。また、入札書の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

なお、以下の提出日時に入札書及び事業者提案書を提出しない入札参加者は本件入札に参加することができない。

(1) 提出日時

平成25年1月23日（水曜日）午後5時まで。

(2) 提出場所

5(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参により提出すること。

11 入札方法

(1) 入札方法

- ア 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問への回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- イ 入札書は事業者提案書とともに持参すること。
- ウ 入札書は、記載要領に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業の氏名）を表記し、10(1)に示す時刻までに、事業者提案書とともに提出しなければならない。
- エ 入札書の提出は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名を記載して提出しなければならない。
- オ エの入札書は 10(1)に示す時刻までに到着しないものは無効とする。
- カ 入札書を提出するにあたっては、市により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。
- キ 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を作成し、カと同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。
- ク 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ケ 入札参加者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

入札参加者は、入札書及び事業者提案書の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、記載要領に定める入札辞退届を前記 5 (2)の提出場所に直接持参すること。

(3) 公正な入札の確保

- ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、

又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 予定価格

ア 予定価格

本事業の予定価格は次のとおりであり、入札価格は、予定価格を超えないものとする。なお、消費税及び地方消費税については、告示日現在の税率である5%とすること。

予定価格 22,000,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 債務負担行為の限度額による制限

本事業の債務負担行為の限度額は22,700,000,000円であり、入札価格のうち施設整備費用の額と施設運営費用に105分の110を乗じて得た額との合計額は、債務負担行為の限度額を超えることはできない。

ウ 留意事項

本件入札においては低入札価格調査を実施することから、開札の結果、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者が入札参加者に対して「保留」と宣言し、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

低入札価格調査の結果、本入札説明書及び事業者提案書に適合した本事業の履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該入札を行った入札参加者を除いて総合評価により落札者を決定する。

なお、低入札価格調査基準価格は以下のとおりとする。

- (ア) 入札価格について予定価格の10分の7から10分の9の範囲で市長が定める額
- (イ) 入札価格のうち施設整備費用について市長が定める額の10分の7の額
- (ロ) 入札価格のうち施設運営費用について市長が定める額の10分の6の額

(6) 入札執行回数

入札執行回数は1回とする。

12 事業者提案書

(1) 事業者提案書の構成

事業者提案書の構成は次のとおりとし、記載要領の定めるところに従い作成すること。また、事業者提案書の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

ア 非価格要素審査資料

- (ア) 環境の保全に配慮した安全・安心な施設づくりに関する提案
- (イ) 災害に強い施設づくりに関する提案
- (ロ) 景観及び建築デザインに配慮した施設づくりに関する提案
- (ハ) 地域社会と暮らしに配慮した施設づくりに関する提案

イ 基礎審査資料

- (ア) 施設整備性能基準計画
- (イ) 経営管理計画
- (ロ) 施設整備業務計画
- (エ) 施設運營業務計画

(2) 事業者提案書の取扱い

ア 著作権等

事業者提案書の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった入札参加者の事業者提案書については、落札者の決定後、当該書類を提出した入札参加者に確認のうえ、市で廃棄し、又は入札参加者へ返却するものとする。

イ 特許権等

事業者提案書に記載された提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

ウ 資料の公開

市は、落札者の決定後、本件入札結果の公表の一環として、必要に応じて入札参加者から提出された事業者提案書（選定に至らなかった入札参加者からの事業者提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該入札参加者と協議して対応する。

(3) その他

- ア 本件入札において市が入札参加者に提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- イ 入札参加者は複数の提案を行うことはできない。
- ウ 事業者提案書の提出後は、事業者提案書の変更はできない。
- エ 事業者提案書に関する問合せ先は、前記 5 (2)に同じ。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

武蔵野市契約事務規則（昭和 39 年武蔵野市規則第 15 号）第 9 条第 2 項第 2 号に定めるところにより免除する。

(2) 契約保証金

ア 施設整備期間における保証

施設整備企業は、施設整備請負契約の本契約の締結までに、施設整備費（新工場棟の引渡し後においては新工場棟に相当する施設整備費を除いた残額）の 100 分の 10 以上の保証を付すものとし、詳細は施設整備請負契約第 11 条の定めるところによるものとする。

イ 施設運営期間における保証

運営事業者は、運營業務委託契約の効力が発する時まで、年間施設運営費の 100 分の 10 以上の保証を付すものとし、詳細は運營業務委託契約第 12 条の定めるところによるものとする。

14 開札

(1) 日時

平成 25 年 3 月 18 日（月曜日）午後 2 時。

(2) 場所

武蔵野市財務部管財課入札室

郵便番号 180-8777

住所 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 2 8 号本庁舎 3 階東棟

電話番号 0422-60-1817

(3) その他

入札参加者の代表企業（以下「入札者」という。）又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公示に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

16 落札者の決定方法

(1) 落札者の選定方式

市は、価格及びその他の条件が最も有利な提案をした者を選定する総合評価一般競争入札（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に定める一般競争入札をいう。以下同じ。）により事業者を選定する。

(2) 事業者の選定体制

市は、事業者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項に基づいて市長が諮問する「新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置し、入札参加者から提出された事業者提案書の内容を評価するための基準等に係る調査審議を委ね、市は事業者選定委員会の調査審議結果を受けて事業者を選定する。

事業者選定委員会の委員構成は以下のとおり。

委員長	大江 宏	（亜細亜大学経営学部教授）
副委員長	小島 紀徳	（成蹊大学理工学部教授）
委員	水谷 俊博	（武蔵野大学環境学部環境学科准教授）
委員	安井 龍治	（日本環境安全事業株式会社東京事業所副所長）
委員	荒井 喜久雄	（公益社団法人全国都市清掃会議技術部長）
委員	野本 修	（弁護士）
委員	名古屋 友幸	（武蔵野市財務部長）
委員	郡 護	（武蔵野市環境部長）

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、事業者選定委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと市及び事業者委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

(3) 落札者の選定方法

市は、以下の手順により事業者を選定する。

ア 資格審査

資格審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

市は、入札参加希望者が提出した参加表明書等について、資料作成の不備の有

無及び本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、資格審査の結果は、入札書及び事業者提案書を提出できる有資格者を選定するものであり、資格審査の結果は、提案審査に影響を与えるものではない。

資格審査の結果、有資格者である入札参加者は、入札書及び事業者提案書を提出することができる。

イ 提案審査

提案審査は、総合評価一般競争入札により事業者を選定するため、入札参加者が提出した事業者提案書の内容を審査するものであり、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する事業者選定基準」（資料6）（以下「選定基準」という。）に従い基礎審査及び非価格要素審査を行う。

なお、提案審査の過程において事業者提案書を提出した入札参加者を対象としたヒアリングを実施する予定であり、ヒアリングの日時については追って通知する。

(ア) 基礎審査

市は、入札参加者が提出した基礎審査資料について、資料作成の不備の有無、要求水準書に示された性能要件を満たせるような計画であること、本入札説明書に示した契約条件に則った契約形態となっていること、経営管理計画の妥当性について確認し、要求水準書に示された性能要件を満たすことができないと認められる計画を提出した者を失格とする。

(イ) 非価格要素審査

市は、入札参加者が提出した非価格要素審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、選定基準に基づいた非価格要素審査資料の評価についての調査審議を事業者選定委員会に委ねる。

非価格要素審査資料の評価は、選定基準に定める評価項目ごとに評価に応じた点数を付与する。

ウ 開札

市は、採用となった事業者提案書を提案した入札参加者による入札価格が予定価格の範囲にあり、かつ、当該入札価格のうち施設整備費用の額と施設運営費用に105分の110を乗じて得た額との合計額（以下「総計額」という。）が債務負担行為の限度額の範囲にあることを確認し、選定基準に従い入札価格に応じた点数を決定する価格要素審査を行う。なお、入札価格が予定価格を超えている入札書を提出した入札参加者又は総計額が債務負担行為の限度額を超えている入札参加者は、失格とする。また、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、低入札価格調査を実施する。

エ 総合評価

市は、採用された入札書及び事業者提案書を提出した入札参加者ごとに、非価格要素審査の点数と価格要素審査の点数を加算した総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。なお、最も高い総合評価点の者が2人以上あるときは、非価格要素審査の点数が高い者を落札者とし、非価格要素審査の点数も同点であるような場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

オ 入札結果の公表

入札結果は、事業者の選定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び5(2)のホームページに掲載することにより公表する。なお、公表日は3月下旬を予定している。

17 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、市を相手方として基本協定を締結しなければならない。ただし、市の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

18 特別目的会社の設立等

落札者は、基本協定の締結後速やかに、基本協定の定めるところにより運営事業者を設立すること。落札者による運営事業者の設立に関する詳細については、基本協定を参照のこと。

19 共同企業体又は企業グループとの施設整備請負契約の締結

市は、共同企業体又は企業グループの構成企業と施設整備請負契約を締結する場合、次のいずれかの方法により契約を締結する。

- (1) 市は、以下の要件を全て満たす共同企業体との間で施設整備請負契約を締結する。
 - ア 共同企業体の結成方法は自主結成とし、プラントの設計業務及び建設業務を分担する者と建築物の設計業務及び建設業務を分担する者、又は建築物の設計業務、プラントの設計業務及び建設業務を分担する者と建築物の建設業務を分担する者から構成される共同企業体とする。
 - イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、プラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業又は建築物の設計業務、プラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業とする。
 - ウ 本件入札に参加するにあたり共同企業体の結成を予定する施設整備企業は、落札者決定後速やかに共同企業体に関する協定書を作成して市に提出すること。
 - エ 市と施設整備請負契約を締結した共同企業体の有効期間は、施設整備業務の終了後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、施設整備業務につきし担保責任がある場合には、共同企業体の構成企業は連帯してその責を負うものとする。

- (2) 市は、企業グループの構成企業のうちプラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業又は建築物の設計業務、プラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業（以下「契約企業」という。）と施設整備請負契約を締結する。この場合において、建築物の設計及び建設にあたっては、契約企業は、自らが担わない業務について建築物の設計業務及び建築物の建設業務を実施する構成企業又は建築物の建設業務を実施する構成企業に請け負わせるものとする。ただし、市は、建築物の設計業務及び建設業務の成果物及び本施設にかしがあるときは、契約企業に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。

20 事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等

基本契約、施設整備請負契約、運營業務委託契約により作成するものとする。なお、契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約の作成に要する費用は落札者の負担とする。

(2) 事業契約の締結

市は、事業者及び運営事業者との間において基本契約、施設整備企業との間において施設整備請負契約、運営事業者との間で運營業務委託契約を締結する。

施設整備請負契約は、武蔵野市議会において施設整備請負契約の本契約についての議決が得られるまでは仮契約とし、議決が得られた場合に本契約を締結する。

また、基本契約及び運營業務委託契約は、施設整備請負契約の本契約の締結をもって効力発生条件とする停止条件付きの契約とする。

(3) 事業契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から施設整備請負契約の本契約の締結日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、市は落札者に書面により通知の上、事業契約を締結せず又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができるものとする。

イ 基本協定に定める事項

落札者の構成企業のいずれかが基本協定第 15 条第 4 項及び第 5 項に定める事項に該当する場合、市は落札者に書面により通知の上、事業契約を締結せず又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができるものとする。

ウ 留意事項

ア及びイにより事業契約を締結しない場合又は施設整備請負契約の本契約を締結しない場合、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

この場合、市は本件入札において落札者とならなかった入札参加者のうち総合

評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合は基本協定を締結し、随意契約により事業契約を締結することができるものとする。

ただし、随意契約により事業契約を締結する場合は、本件入札における落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、本件入札において定めた条件を変更することができないものとする。

(4) 契約金額

契約金額及びその内訳における施設整備費及び施設運営費相当額は、落札者の入札書に記載された金額とする。

21 その他

- (1) 本件入札及び契約の締結に係る手続において交渉は行わない。
- (2) 本件入札及び契約の締結に係る手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (4) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等を行うことがある。
- (6) 事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。

22 添付書類

本入札説明書の添付書類は次のとおりである。

- 資料1 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 要求水準書
- 資料2 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する基本協定書（案）
- 資料3 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する基本契約書（案）
- 資料4 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備請負契約書（案）
- 資料5 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する運營業務委託契約書（案）
- 資料6 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する事業者選定基準
- 資料7 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する提出書類の記載要領
- 資料8 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する提出書類の様式集